



平成 21 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名：日商エレクトロニクス株式会社
(コード：9865 東証第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 辻 孝夫
問合せ先：経営企画部長 三浦 靖治
(TEL：03-3544-8437)

双日株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明のお知らせ

当社は、本日（平成 21 年 2 月 27 日）開催の取締役会において、双日株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者及び住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）が合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有する手続きを実施すること、及び当社株式の上場が廃止される可能性があることを前提として行われたものであります。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	双日株式会社
(2) 事 業 内 容	総合商社
(3) 設 立 年 月 日	平成 15 年 4 月 1 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都港区赤坂 6 丁目 1 番 20 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加瀬 豊
(6) 資 本 金	160,339 百万円（平成 20 年 12 月 31 日現在）

(7) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社		10.18%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社		3.56%
	資産管理サービス信託銀行株式会社		2.22%
	ゴールドマンサックスインターナショナル		2.12%
	(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)		
	野村證券株式会社		1.70%
	インベスターズバンクウェストペンション		1.46%
	ファンドクライアーツ		
	(常任代理人 スタンダードチャータード銀行)		
	ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン		1.26%
	エスエルオムニバスアカウント		
	(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)		
	ステートストリートバンクアンドトラスト		1.25%
	カンパニー505019		
	(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)		
(8) 買付者と対象者の関係等	資本関係		公開買付者は、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の43.48%の株式を保有しております。
	人的関係		当社の取締役6名のうち2名は公開買付者の執行役員又は従業員です。
	取引関係		当社は公開買付者に対し、システム納入及び保守業務を受託しております。
	関連当事者への該当状況		公開買付者は当社の親会社であるため、関連当事者に該当します。
			(平成20年9月30日現在)

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の更なる成長・発展と企業価値の最大化に資するものであるとともに、当社株主の皆様に対して最良な当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、当社株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の背景及び理由

当社は1969年の会社設立以来、刻々と変化する顧客ニーズをいち早く捉え、主に北米より最先端の情報関連機器や電子関連機器を発掘し、国内市場を開拓してまいりました。また、それら機器販売に留まることなく、全国に保守サポート拠点や各種受託サービス拠点を設置し、きめ細かなサービス展開に注力するとともに、常に顧客満足度、信頼度の向上に努めてまいりました。

設立当初は主に金融機関向けのシステム販売や受託サービス、データエントリーシステムの販売、その後大手家電メーカー向けに半導体関連製品のOEM販売、或いは一般法人向けのサーバやストレージの販売・保守、1990年代後半には来るべき情報通信関連ビジネスの活況を先読みし、主たる事業の柱を通信キャリアビジネスに大きくシフトしてまいりました。2000年に当社が設立したフュージョン・コ

コミュニケーションズ(株)は、国内初の全国網 IP 電話会社として、その後の IP 電話の普及に大きく貢献いたしました。

このように世界の最先端技術をいち早く見出す「先見力」と自ら市場を開拓し事業化を図る「ビジネス具現化力」そして実践で培った「高い技術力」を生かして幅広い分野において先端技術の実用化を図ってまいりました。

現在に至りましては、これらの強みを活かし、ICT ソリューション&サービスプロバイダとして、幅広い業種のお客様を対象に、BPM 提案 (Business Process Management) からシステムの設計・構築、保守・運用サービスまでの一貫したソリューションおよび関連するサービスをワンストップで提供すべく取り組んでおります。

一方公開買付者は、総合商社としての物品の売買及び貿易業を中心に、国内及び海外における各種製品の製造・販売・サービスの提供に携わっている他、各種プロジェクトの企画・調整・コーディネーターとしての機能の発揮、各種事業分野への投資及び金融活動等、世界で「機械・宇宙航空」「エネルギー・金属資源」「化学品・合成樹脂」「建設・木材」「生活産業」の各部門に多様な事業を行っております。このうち「機械・宇宙航空」部門の情報・機電本部では、国内を中心にネットワークインテグレーション事業、インターネットデータセンター (iDC) 事業、企業向け IT ソリューション事業等、情報産業分野における ICT (Information and Communication Technology) ソリューション事業に取り組んでおります。

当社は従前より、公開買付者の ICT ソリューション事業領域における中核子会社として位置付けられ、独自の戦略に基づき、企業価値の拡大を図って参りました。

昨今、情報通信業界においては企業の IT 投資抑制の影響により、業界内の販売競争は一段と熾烈になっております。業界各社は売上規模の拡大及び機能の強化を目的として合従連衡の動きを活発化させています。そのような環境下、当社は 2008 年度を次なる成長戦略への一手を打つ期間と位置づけ、「事業の選択と集中」「サービス事業のさらなる強化・拡大」「連結経営強化」といった施策を実行し、体質強化を図ってまいりました。今後新しい成長戦略を実行していくためには、後工程を中心とした事業インフラの強化あるいは人材力の強化といったさらなる経営基盤の強化が課題となります。

公開買付者は、ICT ソリューション事業を同社情報・機電本部の主たる事業と位置付けています。公開買付者が総合商社として築き上げて来た国内外事業展開の強みと、当社が築き上げてきた IT ソリューション/サービス事業の強みを組み合わせることによって、これから大きな発展が見込まれるアジア市場を中心に、当社事業をグローバルに展開していくことが可能であると考えられます。また、公開買付者が推進する ICT ソリューション関連事業 (システムインテグレーション、iDC 等) の本格展開においては、当社の「先見力」「ビジネス具現化力」「高い技術力」といった強みが大いに役立つと判断されます。さらに、公開買付者は当社の第二位株主である住友商事との協議により、当社事業の拡大、事業価値の最大化を図るために住友商事が保有する ICT 関連事業資産及びノウハウ等を有効活用することを検討する旨表明しております。

当社は、このような経営環境等について分析・検討を行い、公開買付者との間で十分な協議及び交渉を行った結果、両社の保有する経営資源を相互補完的に活用し、それらの力を組み合わせることで一層魅力ある ICT ソリューション及び ICT サービスの創出、提供が可能となること、加えて、これらを国内市場のみならず海外市場まで展開していくことで、両社の企業価値の更なる向上を図ることができるものと判断いたしました。また、本公開買付けにより、当社と公開買付者の経営資源の相互補完によって強固な経営基盤が確立されるため、当社グループの顧客、従業員、取引先等のステークホルダーに対しても満足度向上や成長機会の提供が図られるものと確信しております。当社の企業価値を中長期的に最大化するためには、本公開買付けに賛同し、両社の経営資源を相互補完的に活用していくことが最も有効な手段であるとの考えに至っております。

上記の分析・検討及び後記(3)における価格の妥当性その他諸々の検討を踏まえ、当社は、公開買付者及び住友商事が合わせて当社の発行済株式総数 (自己株式を除きます。) の全てを所有する手続きを実施することを前提とする本公開買付けの実施について賛同することといたしました。

(3) 本公開買付けに関する意見の根拠、公正性を担保するための措置

①算定の基礎

本公開買付けにおける買付価格 1,000 円は、平成 21 年 2 月 26 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値 518 円（小数点以下四捨五入）に対して約 93.05%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 21 年 2 月 26 日までの過去 1 ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値 508 円（小数点以下四捨五入）に対して 96.85%（小数点以下第三位四捨五入）、平成 21 年 2 月 26 日の当社株式の終値 512 円に対して 95.31%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

当社は、本公開買付けに関する意見を検討するにあたり、当社及び公開買付者とは独立した第三者算定機関である三菱 UFJ 証券株式会社より、平成 21 年 2 月 27 日に予備的価値評価分析資料を取得いたしました。同資料では、当社株式価値について、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）の各手法を用いて分析しており、市場株価分析では 507 円から 530 円、類似会社比較分析では 682 円から 852 円、DCF 分析では 958 円から 1,241 円のレンジが当社の株式価値の算定結果として示されております。

採用手法	当社 1 株当たり株式価値の評価レンジ（円）
市場株価分析	507～530
類似会社比較分析	682～852
DCF 分析	958～1,241

②算定の経緯

当社は、公開買付者の連結子会社に該当するものであり、当社と公開買付者との利益相反を回避するため、当社及び公開買付者は、それぞれ別個に当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関により当社の株式価値評価に関する予備的価値評価分析資料を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たり、これを参考にしております（なお、当社及び公開買付者は、第三者算定機関から公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。また、当社のリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所からも法的助言を適宜得て、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。

③賛同の意見表明の根拠、公正性を担保するための措置

上記（3）①及び②の検討より、本日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の更なる成長・発展と企業価値の最大化に資するものであるとともに、1 株につき 1,000 円という買付価格、及び、買付価格以外の諸条件についても考慮した上で当社株主の皆様に対して最良な当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けが成立した場合の下記（8）①ないし③の手続による公開買付者及び住友商事による当社発行株式の全部を取得する手続に関しても、当社株主に交付される対価の経済的価値や当社株主による普通株式を換価する機会の確保の点等から適正かつ妥当な方法であると判断し、賛同を表明する決議をいたしました。上記当社の取締役会の決議は、決議に参加した取締役全員が賛成して行われております。また、当社の社外監査役を含むいずれの監査役も当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べています。なお、当社の取締役である瓦谷晋一及び鈴木義久は公開買付者の執行役員又は従業員を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、これらの 2 名は上記の当社の取締役会に出席していません。

更に、公開買付者は、本公開買付けにおける公開買付期間を 30 営業日に設定することにより、当社株式について他の買付者による買付け等の機会を確保し、これによっても本公開買付けの公正性を担保しております。

④算定機関との関係

三菱 UFJ 証券株式会社は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当いたしません。

(4) 利益相反を回避するための措置

当社は、公開買付者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。）に該当するため、利益相反回避の観点から、上記の通り、当社及び公開買付者はそれぞれ別個に独立した第三者算定機関から当社の株式価値に関する意見を取得しております。買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりましては、これを参考に慎重に検討致しております（当社及び公開買付者は、第三者算定機関から公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。なお、公開買付者の役員を兼任している当社の取締役又は監査役はおりません。

加えて、当社は、当社取締役会の現時点での経営判断の当否等に関して当社のリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所の意見を徴し、その内容を参考にした上で、平成21年2月27日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の経営基盤の強化、事業の再構築及び今後の展開に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して最良な当社株券等の売却機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をしています。

当社の取締役会の決議は、決議に参加した取締役4名全員が賛成して行われております。また、当社の社外監査役を含むいずれの監査役も当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べています。なお、利益相反回避の観点から、当社の取締役のうち、瓦谷晋一及び鈴木義久は、上記の取締役会に出席しておりません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株式の数に上限は設定されていないため、その結果次第では、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程中の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果として上場廃止基準に該当しない場合においても、本公開買付けの成立後に、下記（8）の各手続きを実行することにより、公開買付者及び住友商事が合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなることを予定していますので、その場合には上場廃止基準に該当し当社株式は上場廃止となる見込みです。なお、上場廃止となった場合は、当社の普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は当社の主要株主である住友商事（所有株式数割合第2位）との間で、株主間契約及び公開買付けに関する合意書を締結しております。その中で住友商事は、本公開買付けには応じず、当社の株式の上場廃止後、公開買付者が当社の事業強化を目的とした取組みをするにあたり協力をする意図を有することを表明しています。公開買付者は住友商事が当社と資本提携して以降、友好的な関係を構築しており、また住友商事は当社の経営に関しても重要な役割を果たしてきました。当社といたしましても、住友商事との資本提携を維持することにより、公開買付者のみならず住友商事自身も今後の当社との取引関係による相乗効果及び当社の事業強化を重視し、上記のごとく公開買付者による当社の事業強化を目的とした取り組みへの協力が実際になされることを期待しております。そこで、下記（7）の手続に従い、公開買付者及び住友商事以外の当社株主の皆様には適正な価格での当社株式の換価の機会を保障するとともに、公開買付者と住友商事が当社との資本提携を維持しつつ、今後も共同で当社の経営にあたるのが最適の方法であると判断いたしました。また、公開買付者と住友商事は、本公開買付けが成立することを条件として、下記（8）の通り当社株式の議決権その他の権利について共同して行使することを合意しております。

(7) 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、当社と公開買付者が、今後、両社の保有する経営資源を相互補完的に活用することによる強固な経営基盤の確立と、シナジー効果の創出及び将来に向けた新たな成長の加速を図るためには、当社

を住友商事との共同保有とする中で住友商事から提供される種々の事業協力も最大限活用し、公開買付者及び当社による ICT ソリューション関連事業の戦略的統合を行うことが望ましいと判断し、本公開買付けについて賛同の意見を表明することといたしました。本件が実現すれば、両社は、共通の価値観の下でより一層緊密な連携をとることが可能になるため、公開買付者グループ内における両社の相乗効果を更に高いレベルで追求することができるようになるとともに、当社の経営のスピードと効率性をも向上させていくことが可能になると考えております。

上記の通り、公開買付者は、公開買付者グループとして ICT ソリューション事業を再編・拡大してゆくために本件を実施するものであり、当社の上場廃止を直接の目的とするものではありません。公開買付者は、当社の株主の利益を保護するべく、下記（８）の方法により、上場廃止となる当社株式に代わる対価として現金の交付を受ける機会を当社株主に提供しつつ、本件を進めることを企図しております。

（８）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、公開買付者と当社の保有する経営資源を相互補完的に活用することによる強固な経営基盤の確立と、シナジー効果の創出及び将来に向けた新たな成長の加速を図るためには、当社を住友商事との共同保有とする中で住友商事から提供される種々の事業協力も最大限活用し、公開買付者及び当社による ICT ソリューション関連事業の戦略的統合を行う必要があると考えております。したがって、本公開買付けにより公開買付者が住友商事保有分と合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、本公開買付終了後、以下の方法により公開買付者及び住友商事が合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有する手続きを実施することを企図しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①当社において定款の一部変更を行い、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社定款の一部変更を行い、当社の発行している全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付することの定時株主総会への付議又はこれらの議案を付議議案に含む臨時株主総会の開催、並びに上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定としております。なお、公開買付者及び住友商事は、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、全てこれを当社が取得することとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類の当社株式が交付されます。かかる取得の対価として交付されることとなる別個の種類の当社株式が 1 株未満の端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（1 株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。）を売却することによって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却金額（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから、本公開買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は当社に対して、公開買付者及び住友商事が合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することになるべく、公開買付者及び住友商事以外の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（i）上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ii）上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、上記（i）または（ii）の方法がとられた場合に株主が取得できる価格は、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うに際しての必要な手続きに関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご

判断いただくことになります。なお、上記①ないし③の手続きについては、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者及び住友商事の株券等所有状況並びに公開買付者及び住友商事以外の当社株主による当社株券等の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び住友商事が合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、公開買付者及び住友商事以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付けは上記株主総会及び普通株主による種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

添付資料：平成21年2月27日付「上場子会社である日商エレクトロニクス株式会社の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以 上